

田邑保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人田邑保育園
所 在 地	津山市下田邑 114 番地 3
電 話 番 号	0868-28-2729
代表者氏名	理 事 長 西 山 正 美

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	田邑保育園
施 設 の 所 在 地	津山市下田邑 114 番地 3
連 絡 先	電話番号 0868-28-2729 FAX 0868-28-2758
管 理 者	園長 宇那木 靖子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 20人 満1歳未満の児童 4人
開 設 年 月 日	昭和 52 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	4 2 6 0 0 0 5 0 0 6 5 6 6

3 サービスの目的・運営方針

田邑保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,555.91 m ²
	園庭	563.00 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート
	延べ面積	751.72 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組（0歳児）
乳児室	1室	もも組（1歳児）
保育室	4室	たんぽぽ組（2歳児）・あじさい組（3歳児） すみれ組（4歳児）・ゆり組（5歳児）
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	
事務所	1室	
医務室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	7	7		
栄養士もしくは調理員	2	2		
看護師	1	1		

当園では、岡山県が「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号。以下「条例」という。）」において定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

職員の勤務体系

※7:00～19:00までの間8時間勤務のシフトでローテーションを組んでいます。

※職務の都合上、職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

脂質の取りすぎに注意し、旬の食材を中心に児童の年齢に応じ、おおむね以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9：30分頃	11：15分頃	2：30分頃	
1歳児	9：30分頃	11：35分頃	2：30分頃	
2歳児	9：30分頃	11：45分頃	2：45分頃	
3歳児		11：50分頃	3：00分頃	
4歳児		11：50分頃	3：00分頃	
5歳児		11：50分頃	3：00分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー・体質に合わない食材の有無を文章で確認しています。食物アレルギー・体質に合わない食材ある場合は、必ず医師の診断を受け、意見書をつけて提出ください。医師の指示に従い除去食を行います。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容 負担を求める理由及び目的	金額
給食費 3歳以上児副食費	国の基準により保育料に含まれないため。 ※所得の状況によって免除される場合があります。	月額 4,800 円
3歳以上児主食費	幼児主食費	1日 100 円

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	松尾小児科
医 院 長 名	松尾直光
所 在 地	津山市二宮 2137-10
電 話 番 号	0868-28-5570

(2) 歯科

医療機関の名称	ひら歯科医院
医 院 長 名	平 滋之
所 在 地	津山市津山口 68-2
電 話 番 号	0868-23-1212

12 緊急時の対応

お預かりしている園児の病状が急変したとき、事故・怪我等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者に連絡し、指定の医療機関に連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 安藤理恵 ・利用時間 8：30～5：20 ・電話番号 0868 28 2729 ・F A X 0868 28 2758 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	井原申博
法人役員（監事）		
宮岡茂美		電話番号 0868-28-3657
		地域代表（元民生委員・元児童委員）
水杉巨人		電話番号 0868-28-2866
		地域代表（田邑青壮年支部長）

※ 当園では、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度 保育園賠償責任保険（O-157等補償付コース）
保険の内容	日本スポーツ振興センター 死亡見舞金・負傷・疾病医療費 最高4千万円 園賠償責任（いずれも支払限度額） （施設賠） 対人 1名・1事故10億円 対物 1事故1千万円 （生産物賠） 対人 1名・1事故・保険期間中10億円 対物 1事故・保険期間中1千万円 （初期対応見舞金） ①見舞金費用1名10万円（園児死亡の場合は1名100万円）

	②初期対応費用（見舞金費用含む） 1 事故 10 万円 ③ ①②共通 1 事故 1 千万円 O-157 等特定感染症補償あり 園児団体傷害 死亡・後遺障害 277 万円 入院（1 日あたり）3,000 円 通院（1 日あたり）2,000 円
保険金額	日本スポーツ振興センター（保険金@315 円） 保育園賠償責任保険（O-157 等補償付コース） （保険金@2,000 円）

※ 詳しい内容は、開示書類の中に「ほいくのほけんのしおり」を入れています。
 ご確認ください。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 時間外保育に係る利用者負担金

項 目	内容 負担を求める理由及び目的	金 額
補助金事業収入（一般）	短時間保育	
	7：00～8：30・16：30～18：00	
	18：00～19：00	1回 150円
	標準時間保育	最大 1,500円
	18：00～19：00	

個人持ちの保育材料費（実費徴収）

3歳児：道具ケース・はさみ・粘土・粘土ケース・クレヨン

4歳以上児：クレパス マーカー

父母の会<父母の会が徴収し 運営する。>

会費：1口 200円 3口以上

※上記費用は集金袋で徴収し、領収したら押印で領収書に代える。